

第4章 住宅の復興

<資料>

資料4-1 過去の災害における住宅復興計画の事例

平成23年12月21日策定
宮城県土木部住宅課
(平成24年4月4日改定)

宮城県復興住宅計画の概要

1. 計画の目的と位置付け

(1) 目的と位置づけ

「宮城県震災復興計画」及び、土木・建築分野別計画の「社会資本再生・復興計画」を踏まえ、住宅分野における取り組み等をまとめたものです。

(2) 計画期間：平成23年度から平成32年度までの10年間2. 基本的な考え方

(1) 基本理念 再生と持続 ～人・住まい・地域～

「人命を守る」ことを最優先に、被災者の生活や地域を再生、再構築し、市町村のまちづくり計画と連動し、安全性が確保され、安心して暮らせる環境と持続性をもった魅力ある住まいづくりを推進します。

(2) 基本目標

1) いのちを守る安全安心な住まい

- ・地震等の自然災害に対し、安全で安心して暮らせることができる生活環境の整備
- ・「人命を守る」ことを最優先に、建物の倒壊を防ぎ安全性が確保された住宅整備

2) 暮らしを支える住まいづくり

- ・生活のよりどころとなる住宅を早期かつ円滑に供給するため官民が連携して整備
- ・自立再建が困難な被災者に対し、公的住宅を中心とした住まいの供給

3) 地域社会と連携した住宅供給

- ・まちづくり計画との連動による魅力ある地域づくりを促進
- ・地域特性に配慮し、持続可能な地域の再生、住まいづくりを推進

3. 基本方針

(1) 安全・安心な住まい

- ・住宅の耐震性や耐火性の向上を図り、安心して暮らせる生活環境と安全な住まいの普及
- ・地震や津波被害から人命を守るため、「逃げる」ための環境整備と安全な住まいの整備を促進

(2) 住民が中心となるまちづくり、住まいづくり

- ・これまで住み慣れた地域でのコミュニティ再生・再構築を図り、住民が中心となった復興
- ・自分たちのまちを自分たちでつくるという意識を形成しながら地域の復興

(3) 官民の連携と地域産業振興

- ・市町村、県、民間の連携により、多様な住宅供給を進め、早期の住宅再建
- ・地域特性を考慮し地域産材の活用や地域工務店との連携により地域産業の活性化に寄与

(4) 新たな住まい方と多様な住まい方

- ・持家住宅からの転換、支え合う仕組みによる住まい方の検討など、多様な住まい方の提案
- ・新たなライフスタイルの実現に向け、医療・福祉分野との連携を図り、新たな住まい方を提案

(5) 新しい技術の導入

- ・省エネルギーに配慮した仕様、再生可能エネルギーの活用など環境に優しく快適な住まいづくり
- ・災害時の一時的エネルギーの確保や先導的モデル事業としての展開を図り、魅力ある地域の形成

4. 復興住宅に対する施策・取り組み

今後、整備が必要と見込まれる72,000戸の住宅整備を推進します。

(1) 応急的な住宅への支援

関係機関と連携しながら、各種助成制度の情報提供や入居者へのケア等の支援を継続的に行い、恒久的な住宅への移行を支援します。

(2) 自力再建への支援

国の取り組みや施策を活用し、個人の自力再建に向けて適切な支援を行います。

(3) 公的住宅の供給促進

自ら住宅を確保することが困難な方に対して、災害公営住宅を中心として、良質で低廉な家賃の公的賃貸住宅を早期に供給を図ります。

5. 災害公営住宅等の整備

- (1) 整備期間：平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間
- (2) 整備戸数：約 15,000 戸（県における建設支援：約 5,000 戸 内 1,000 戸程度を県営住宅）

■市町別整備戸数

市町名	整備戸数	市町名	整備戸数	市町名	整備戸数
仙台市	2,800	登米市	(50)	七ヶ浜町	250
石巻市	(4,000)	栗原市	(20)	利府町	(20)
塩竈市	300	東松島市	860	大郷町	(5)
気仙沼市	2,200	大崎市	150	涌谷町	50
名取市	(1,000)	亶理町	400	美里町	(60)
多賀城市	361	山元町	600	女川町	715
岩沼市	224	松島町	40	南三陸町	1,000

※整備戸数は今後の市町の調査等により変更する可能性があります。
 ※（ ）書きの整備戸数は、市町で未確定のため、市町へのヒアリングや応急仮設住宅等に入居している世帯数などを基に、県が試算したものです。

■年次計画（年次別完成戸数）

年次	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	計
戸数	-	300	3,500	5,000	6,200	15,000

※現状で想定しているスケジュールであり、面整備等の進捗に合わせて変更が想定されます。

(3) 整備方針

- ◇市、町による災害公営住宅の整備及び管理を基本とします。
- ◇県は市町の建設支援を行い、一部は県営住宅として整備します。
- ◇民間事業者等と連携し、早期整備に取り組みます。
- ◇入居者への家賃の低廉化を図ります。

①少子高齢社会に対応した住まいづくり

高齢者生活支援施設等の合築や併設、高齢者対応住宅の整備、バリアフリー、ユニバーサルデザイン

②まちづくり計画との連動

まちづくり計画を踏まえた住宅整備、より安全な地域への集積・集約化、コミュニティに配慮した空間づくり

③地域コミュニティの維持を図るための取り組み

地域で支え合う新しい住まい方に対応、コモンスペースやコミュニティ施設の配置、住民主体の整備

④住民の意向や再建に向けた取り組みへの配慮

地域の持つライフスタイルや多様な居住形態に対応、持続性あるまちづくり・住まいづくり、家賃負担の軽減

⑤地域振興・地域産業に配慮した整備

地域産業の振興と連動、県産材を使用し地元の大工・工務店による木造住宅、用途変更や観光産業等への転用

⑥地域特性・地域環境に配慮した整備

地域の景観や地形を活用した自然環境と調和した魅力あるまちづくり、持続可能なパッシブ住宅の整備

⑦基本性能の確保と環境負荷の低減

高気密高断熱による省エネルギー化、住宅性能表示制度の適用、維持管理のしやすさや耐久性を高める工夫

⑧先導的モデルの取り組み

再生可能エネルギーの非常時における電源の確保、非常時の防災施設として避難ビル機能の導入のモデル展開

(4) 整備手法

- 1) 多様な供給方式による早期整備：直接建設・買い取り・借り上げを地域実情に合わせ活用
- 2) 県による市町村支援：5,000 戸 内、1,000 戸程度は県営住宅を建設
- 3) 民間事業者等と連携した整備：提案募集型の整備手法の活用やモデル的事業の展開

6. 復興住宅の整備促進方策

国、県そして市町村と民間事業者等の連携により、国における様々な施策や復興特区制度を活用し、実行に向けて継続的に国への働きかけと、必要に応じた各市町村への進行管理を行い、復興住宅の整備を推進します。

資料4-2 住まいの確保・再建のための各種支援

制度の名称	被災者生活再建支援制度																			
支援の種類	給付																			
制度の内容	<p>●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。</p> <p>●支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。)</p> <p>■住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">住宅の被害程度</th> </tr> <tr> <th>全壊等</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">住宅の再建方法</th> </tr> <tr> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅を除く)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円。</p> <p>●支援金の用途は限定されませんので、何にでもお使いいただけます。</p> <p>詳しくは、内閣府の防災情報のページ http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/index.html 「被災者生活再建支援法の概要」を参照してください。</p>		住宅の被害程度		全壊等	大規模半壊	支給額	100万円	50万円		住宅の再建方法			建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)	支給額	200万円	100万円	50万円
	住宅の被害程度																			
	全壊等	大規模半壊																		
支給額	100万円	50万円																		
	住宅の再建方法																			
	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)																	
支給額	200万円	100万円	50万円																	
活用できる方	<p>●住宅が自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害等）により全壊等（※）又は大規模半壊した世帯が対象です。</p> <p>（※）下記の世帯を含みます。</p> <p>■住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯</p> <p>■噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯）</p> <p>●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。 ※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が10世帯以上全壊した災害等です。</p>																			
お問い合わせ	都道府県、市町村																			

出典：「被災者支援に関する各種制度の概要」内閣府 平成30年11月1日現在

制度の名称	災害復興住宅融資（建設）																										
支援の種類	貸付（融資）																										
制度の内容 (独立行政法人 住宅金融支援 機構の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を建設する場合に受けられる融資です。 ●融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅です。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>構造等</th> <th>融資限度額（※1）</th> <th>返済期間（※2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基本融資額</td> <td>耐火構造</td> <td rowspan="3">1,650万円</td> <td rowspan="2">35年</td> </tr> <tr> <td>準耐火構造</td> </tr> <tr> <td>木造（耐久性）</td> <td>25年</td> </tr> <tr> <td>木造（一般）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特例加算額</td> <td></td> <td>510万円</td> <td rowspan="3">併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。</td> </tr> <tr> <td>土地取得資金</td> <td></td> <td>970万円</td> </tr> <tr> <td>整地資金</td> <td></td> <td>440万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、融資限度額（建設資金2,160万円、土地取得資金970万円、整地資金440万円）又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。</p> <p>（注）その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ（http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html）又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>				構造等	融資限度額（※1）	返済期間（※2）	基本融資額	耐火構造	1,650万円	35年	準耐火構造	木造（耐久性）	25年	木造（一般）			特例加算額		510万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。	土地取得資金		970万円	整地資金		440万円
	構造等	融資限度額（※1）	返済期間（※2）																								
基本融資額	耐火構造	1,650万円	35年																								
	準耐火構造																										
	木造（耐久性）		25年																								
木造（一般）																											
特例加算額		510万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。																								
土地取得資金		970万円																									
整地資金		440万円																									
活用できる方	ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を建設される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。																										
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1850																										

出典：「被災者支援に関する各種制度の概要」内閣府 平成30年11月1日現在

制度の名称	災害復興住宅融資（新築住宅購入、リ・ユース住宅（中古住宅）購入）																									
支援の種類	貸付（融資）																									
制度の内容 (独立行政法人 住宅金融支援 機構の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、新築住宅、リ・ユース住宅（中古住宅）を購入する場合に受けられる融資です。 ●融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（マンションの場合30㎡）以上175㎡以下の住宅です。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。 																									
	<p>■新築住宅の購入</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>構造等</th> <th>融資限度額（※1）</th> <th>返済期間（※2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基本融資額</td> <td>耐火住宅</td> <td rowspan="3">2,620万円</td> <td rowspan="2">35年</td> </tr> <tr> <td>準耐火住宅</td> </tr> <tr> <td>木造住宅（耐久性）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>木造住宅（一般）</td> <td></td> <td>25年</td> </tr> <tr> <td>特例加算額</td> <td></td> <td>510万円</td> <td>併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。</td> </tr> </tbody> </table>				構造等	融資限度額（※1）	返済期間（※2）	基本融資額	耐火住宅	2,620万円	35年	準耐火住宅	木造住宅（耐久性）		木造住宅（一般）		25年	特例加算額		510万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。					
		構造等	融資限度額（※1）	返済期間（※2）																						
	基本融資額	耐火住宅	2,620万円	35年																						
準耐火住宅																										
木造住宅（耐久性）																										
	木造住宅（一般）		25年																							
特例加算額		510万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。																							
<p>■リ・ユース住宅（中古住宅）の購入</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">融資限度額（※1）</th> </tr> <tr> <th>リ・ユース</th> <th>リ・ユースプラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本融資額</td> <td>2,320万円</td> <td>2,620万円</td> </tr> <tr> <td>特例加算額</td> <td>510万円</td> <td>510万円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建て方</th> <th>種別</th> <th>返済期間（※2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一戸建て等</td> <td>リ・ユース住宅</td> <td>25年</td> </tr> <tr> <td>リ・ユースプラス住宅</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">マンション</td> <td>リ・ユースマンション</td> <td>25年</td> </tr> <tr> <td>リ・ユースプラスマンション</td> <td>35年</td> </tr> </tbody> </table>				融資限度額（※1）		リ・ユース	リ・ユースプラス	基本融資額	2,320万円	2,620万円	特例加算額	510万円	510万円	建て方	種別	返済期間（※2）	一戸建て等	リ・ユース住宅	25年	リ・ユースプラス住宅	35年	マンション	リ・ユースマンション	25年	リ・ユースプラスマンション	35年
	融資限度額（※1）																									
	リ・ユース	リ・ユースプラス																								
基本融資額	2,320万円	2,620万円																								
特例加算額	510万円	510万円																								
建て方	種別	返済期間（※2）																								
一戸建て等	リ・ユース住宅	25年																								
	リ・ユースプラス住宅	35年																								
マンション	リ・ユースマンション	25年																								
	リ・ユースプラスマンション	35年																								
<p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、融資限度額（リ・ユース住宅及びリ・ユースマンションは2,830万円、新築住宅の購入、リ・ユースプラス住宅及びリ・ユースプラスマンションは3,130万円）又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。</p> <p>（注）その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ（http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html）又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>																										
活用できる方	●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を購入される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。																									

出典：「被災者支援に関する各種制度の概要」内閣府 平成30年11月1日現在

資料4-3 過去の災害における民間賃貸住宅への入居支援事例

○ 応急仮設住宅から民間賃貸住宅へ転居した被災者に対する家賃補助の事例（新潟県）

新潟県では、被災者住宅支援対策事業（民間賃貸住宅入居支援）として、自宅再建を断念した半壊以上の被災世帯等に加え、自宅再建を断念し応急仮設住宅から民間賃貸住宅に入居した被災者に対して、復興基金を活用し、家賃の一部を補助することにより生活再建を支援した。（新潟県中越大震災復興基金：支払実績 1,223 件、新潟県中越沖地震復興基金：支払実績 790 件）

交付決定の際は所得証明書等の提出資料を、補助金交付請求の際には家賃振込の領収書等の提出をそれぞれ求めた。また、所得の状況が変わった場合は申請者が申し出ることとした。

【応急仮設住宅等退去世帯に対する支援内容（新潟県中越大震災復興基金の場合）】

<事業内容>被災者が入居する民間賃貸住宅の家賃を補助し、被災者の居住環境の向上や生活再建を支援
 <対象世帯>応急仮設住宅等から民間賃貸住宅に入居し、市町村長が対象者として認定する世帯※
 <補助対象>家賃から住居手当等を控除した額
 <補助率等>10/10(25ヶ月目以降は1/2以内)、限度額なし
 <補助期間>5年間を限度
 ※上記のほか、半壊以上の被災世帯等に対して、補助率1/2、3万円を限度として支援

参考文献：（公財）新潟県中越大震災復興基金ホームページ

○ 応急仮設住宅から民間賃貸住宅へ転居した被災者に対する家賃補助の事例（兵庫県）

兵庫県では、阪神・淡路大震災復興基金を活用し、災害公営住宅入居者と民間賃貸住宅入居者との公平性に配慮して、後者の初期負担を軽減させるため、家主（管理者）へ補助金を交付することにより被災者の家賃を減額することとした。

【民間賃貸住宅家賃負担軽減事業（平成8年度～17年度）】

<事業内容>被災者が賃借する民間賃貸住宅等の家賃について、初期負担を軽減
 <対象者>以下の全てを満たす者
 ①被災者で世帯の月額所得が31万7千円以下
 ②震災時に入居していた住居が滅失
 ③復興基金の利子補給等を現に利用していない
 <対象住宅>兵庫県内の一般の民間賃貸住宅（特定優良賃貸住宅等を除く）
 兵庫県内の公団・公社一般賃貸住宅
 <実績>35,605戸/34,605百万円

注：<実績>は平成25年3月時点

参考文献：（公財）阪神・淡路大震災復興基金ホームページ

出典：「被災者の住まいの確保に関する取組事例集」内閣府 平成27年3月

資料4-4 災害時の住宅情報提供項目(市川市公式 web ページによる提供)(案)

項目	内容	時期	備考
1-1	応急仮設住宅等の提供 (住宅が被災して当面の住 まいの確保に困っている 方へ)	被災直後～半年後 程度	
	<p>応急仮設住宅等の提供概要</p> <p>趣旨及び各応急仮設住宅等の内容 (新規建設、民間賃貸住宅の借上げ、公的住宅等の活用)</p> <p>対象者等の基準、住宅提供の大まかな流れ</p> <p>各市町村別の応急仮設住宅等(県内)提供リスト</p> <p>提供する応急仮設住宅等の概要(所在地、名称、住宅種類、 戸数等)(問い合わせ先)</p> <p>応急仮設住宅等(県外)の提供リスト</p> <p>各都道府県別提供住宅の概要(所在地、名称、住宅種類、戸 数等)(問い合わせ先)</p> <p>応急仮設住宅の建設状況と今後の建設予定地</p> <p>各仮設住宅団地の建設状況と今後建設予定の場所</p> <p>応急修理の概要</p> <p>趣旨及び内容</p> <p>対象者や対象箇所等の基準、応急修理の大まかな流れ</p> <p>各市町村別の問い合わせ先</p>		
1-2	応急修理の実施 (被災した住宅の応急的な 修理を希望される方へ)	被災直後～数ヶ月 後程度	
1-3	その他応急対策 (一般の避難所での生活が 困難な方などへ)	被災後1週間頃～ 数ヶ月後程度	〈総務局(市町村)〉 〈総務局(市町村)〉
		被災後1週間頃～ (随時、充実) (基金事業は、被災 後3ヶ月頃～)	〈福祉保健局〉詳細は 3とリンク 〈住宅金融支援機構〉 詳細は機構ページとリ ンク 〈福祉保健局〉詳細は 3とリンク 詳細は3とリンク
2-1	個人住宅(戸建て、マンシ ョン)の再建・補修等への 支援 (被災した持ち家を本格的 に再建・補修等される方 へ)	被災後1週間頃～	

2-2	賃貸住宅への入居支援 (被災した方で賃貸住宅への入居をお考えの方へ)	各種支援制度等の紹介(各制度の概要、対象要件、問い合わせ先等)	被災後1週間頃～ (随時、充実) (基金事業は、被災後3ヶ月頃～)	〈福祉保健局〉詳細は3とリンク 詳細は3とリンク 関係団体ページ等とリンク 公社ページ等とリンク
		被災者生活再建支援制度(居住安定支援制度)の紹介 基金事業(恒久住宅移行支援事業等)の紹介 民間の賃貸住宅の情報(概要、問い合わせ先等)		
2-3	民間賃貸住宅の建設等への支援 (被災者向けに、賃貸住宅の再建や建設をお考えの方へ)	災害復興公営住宅等の新規公的賃貸住宅の情報(建設予定、入居者募集等)	被災後1年間～ 被災後1年間～	公社ページ等とリンク
		各種支援制度等の紹介(各制度の概要、対象要件、問い合わせ先等) 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資やファミ貸融資 基金事業(被災者向けファミ貸建設促進利子補給事業等)の紹介		
3	住宅復興(再建・補修等)支援メニュー一覧	助成制度(各制度の概要、対象要件、問い合わせ先等)	被災後1週間頃～ (随時、充実)	(福祉保健局所管事業は、リンクも) (福祉保健局所管事業は、リンクも) 事業決定まで基金設立状況等掲載
		融資(貸付)制度(各制度の概要、対象要件、問い合わせ先等) 基金事業(各制度の概要、対象要件、問い合わせ先等)		
4	相談・問い合わせ窓口一覧	市町村別(相談窓口等)の一覧	被災後1週間頃～ (随時、充実)	
		県の窓口(被災者総合相談窓口や部事業窓口[S2]の一覧) 関係団体(建築、法律、税金等の相談窓口の一覧)	被災後1週間頃～ (随時、充実)	
5	その他お知らせなど	[応急危険度判定について]	被災直後～	
		[り災証明について] [応急仮設住宅用地の提供のお願い] [住宅の被害を受けた方への各種負担軽減(税の減免等)について]	被災直後～ 被災直後～ 被災直後～	〈主税局〉

【市川市公式 web ページ(トップページ)のイメージ案】

市川市 住宅支援情報

～〇〇大震災で被災された都民の方へ～

今回の地震で被災された方に対して、当面の住宅確保や持ち家再建などのための、さまざまな支援策を用意しています。市民のみなさまの生活再建が迅速かつ円滑に進むよう、今後とも多様な支援策を講じてまいります

☆以下の、各項目をクリックしてください。

住宅の応急対策

- 1-1 住宅が被災して当面の住まいの確保に困っている方へ
⇒応急仮設住宅等の確保
- 1-2 被災した住宅の応急的な修理を希望される方へ
⇒応急修理の実施
- 1-3 一般の避難所での生活が困難な方などへ
⇒その他応急対策

住宅の復興対策

- 2-1 被災した持ち家を本格的に再建・補修等される方へ
⇒個人住宅(戸建て・マンション)の再建・補修等への支援
- 2-2 被災した方で賃貸住宅への入居をお考えの方へ
⇒賃貸住宅への入居支援
- 2-3 被災者向けに、賃貸住宅の再建や新規建設をお考えの方へ
⇒民間賃貸住宅の建設等の支援
- 3 住宅復興(再建・補修等)支援メニュー一覧
- 4 相談・問い合わせ窓口一覧
- 5 その他お知らせなど
 - 応急危険度判定について
 - り災証明書の交付について
 - 応急仮設住宅建設用地提供のお願い
 - 住宅などに被害を受けた方の税負担軽減について

資料4-5 住宅の復興に向けた関係法令等

法令

- 災害救助法(昭和22年法律第118号)
 - 第4条(救助の種類等) 第18条(費用の支弁区分) 第21条(国庫負担)
- 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準
(平成25年10月1日内閣府告示第228号)
 - 第2条
 - 2 応急仮設住宅
 - 第7条 被災した住宅の応急修理
- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律
(平成8年法律第85号)
 - 第8条(建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)
- 公営住宅法(昭和26年法律第193号)
 - 第8条(災害の場合の公営住宅の建設等に係る国の補助の特例等)

通知・マニュアル

- 災害救助法による救助の実施について(昭和40年5月11日社施第90号厚生省社会局長通知)
 - 第5 救助の程度、方法及び期間に関する事項
 - 2 救助の種類別留意事項
 - (1)収容施設の供与 (4)応急仮設住宅 (5)住宅の応急修理
- 大規模災害における応急救助の指針について
(平成9年6月30日社援保第122号 社会・援護局保護課長通知)
 - 第2 応急救助の実施
 - 2 応急仮設住宅の供与
- 「災害救助事務取扱要領」(平成31年4月)
 - 内閣府政策統括官(防災担当)付(※毎年度更新あり)
- 「応急仮設住宅建設必携 中間とりまとめ」(平成24年5月21日)国土交通省住宅局住宅生産課
- 「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定等について」
(平成24年4月27日 厚生労働省社会・援護局総務課長、国土交通省土地・建設産業局不動産課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知)
- 「災害時における民間賃貸住宅の活用について【被災者に円滑に応急借上げ住宅を提供するための手引き】」(本編、資料編)
(平成24年11月)国土交通省住宅局住宅総合整備課、国土交通省土地・建設産業局不動産課、厚生労働省社会援護局総務課災害救助・救援対策室
- 「被災者の住まいの確保に関する取組事例集」(平成27年3月)内閣府
- 内閣府 防災情報のページ 災害救助法

URL: <http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo.html>